

セーフティネット保証 1号の認定について

経済産業大臣の指定を受けた大型倒産事業者(以下 倒産事業者)に対し、売掛債権を有していることによって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度です。

認定要件



- 福岡市内に事業所を有すること
 - 下記のいずれかの要件を満たすこと
 - (要件ア)倒産事業者に対して、50万円以上の売掛金債権を有していること
 - (要件イ)倒産事業者に対して、50万円未満(1円以上)の売掛金債権しか有していないが、倒産事業者との取引規模が20%以上(※)であること
- (※)直近の決算書における売上高等にて判断します。

福岡市商工金融資金制度での取扱い

融 資 金 名	経営安定化特別資金(特例枠)
融 資 条 件	【用途】設備・運転 【融資限度額】1億円 【融資期間】10年以内(据置2年以内) 【融資利率】1.3% 【保証料率】0.40% 【保証人】原則として、個人:不要, 法人:代表者 【担保】必要に応じて
申 込 手 順	①福岡市ハセーフティネット1号の認定を申請 (認定については裏面をご確認ください。) 市が要件を確認後、認定書を発行 窓口:福岡市中小企業サポートセンター ②福岡市商工金融資金の指定金融機関へ申し込み 市が発行した認定書と申込書類一式を揃えて、金融機関へ申し込み

✓ 認定に必要な書類

- 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書
- 法人は履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
（注）原則申請日から3か月以内に法務局で発行されたもの（紙）
個人は直近の所得税確定申告書の写し
- 代理申請の場合は委任状（任意様式）
- （要件ア）売掛金債権を確認できる書類（破産債権届出書、売掛金元帳など）
（要件イ）上記要件アの提出書類のほか、1号指定事業者に対する売上高の事業全体に占める割合がわかる書類（直近の決算書と得意先別売上台帳など）

✓ 認定の受付場所

福岡市中小企業サポートセンター 金融相談窓口

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階

受付時間：平日9時～16時30分（受付終了）

公共交通機関アクセス

地下鉄	祇園駅5番出口	徒歩約5分
地下鉄	櫛田神社前駅5番出口	// 3分
JR	博多駅博多口	// 10分
西鉄バス	祇園町バス停	// 5分

※自家用車は、商工会議所ビル駐車場、博多区役所駐車場、
その他近隣コインパーキング（いずれも有料）をご利用ください。



詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

福岡市中小企業サポートセンター
経営支援課 経営金融係

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2F

電話：092-441-2171

福岡市中小企業サポートセンター
ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/>

